

長期収載品の選定療養費 について

一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和6年10月より、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。

長期収載品の選定療養とは

医療上の必要がないにもかかわらず、患者様が後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択された場合後発品との差額の4分の1を患者様が負担する仕組み（選定療養）が導入されました。

城東病院 院長